

錦江町奨学生募集

教育総務課 (総務係)
電話0994-22-0517
支所教育委員会 (総務係)
電話0994-25-2515

月額15、000円以内

3 応募の資格

奨学金の貸付を受ける生徒は、高等学校及び大学（高専、短大、専門学校及び大学院を含む。）に在学中の者で、次に掲げるものとする。

- ① 経済的理由により就学困難な者
- ② 勉学に努力し、学力、品行が極めて優秀かつ心身共に健全である者
- ③ 本町に本籍を有する者の子弟で、かつ、願い出の年の1月1日現在で本町に3年以上在住する者

4 貸付及び償還

■貸付の期間
当該学校の正規の在学期間中とする。

■償還

奨学資金は、無利子とし、卒業した年度の翌年度から次の期間内で償還しなければならない。

- ① 高等学校在学期間に貸付を受けた者 5年
- ② 大学在学期間に貸付を受けた者 5年
- ③ 高等学校及び大学在学期間を通して貸付を受けた者 10年

償還は、半年賦又は年賦によるものとする。ただし、金額又は一部を繰り上げて返還することができる。

5 提出書類

- ① 錦江町奨学資金貸付願出書
- ② 錦江町奨学生推薦調書

6 申請の手続き

前項の提出書類を作成の上、平成19年3月30日までに教育委員会教育総務課または支所教育委員会へ提出してください。

7 採用予定者の決定及び通知

平成19年4月30日までに採用予定者を決定し、本人に通知します。

調理師の皆様へ 平成18年度は、就業届を提出する年です。

近年、国民の食生活における外食依存の傾向が高まっており、飲食店などにおいて調理の業務に従事する調理師の皆様方が、国民の食生活に果たす役割が、ますます重要になっていきます。

このため、皆様の資質の向上を目的とする研修などの事業が円滑に実施できるよう、2年に1度、「調理師業務従事者届」を提出いただいております。

●届出の必要な調理師の方々

調理師免許を持つている方で、平成18年12月31日現在において、寄宿舎、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、飲食店、その他多人数に飲食物を提供している施設、魚介類販売業、惣菜製造業などで調理業務に従事している調理師の方々です。

●届出の方法

「調理師業務従事者届」を平成19年1月15日（月）までにご提出ください。

様式は、県庁健康増進課ホームページに掲載しており、ダウンロードできます。

●「調理師業務従事者届」の提出先

☆鹿児島市で調理業務に従事している方↓県庁健康増進課

☆鹿児島市以外の県内市町村で調理業務に従事している方↓就業地を管轄する県の保健所へ

提出方法については、郵送・ファックス・メール・持参どれでも結構です。

健康増進課及び県の各保健所の住所、ファックス番号、メールアドレスは、県庁健康増進課のホームページに掲載しています。

詳しくは、県庁健康増進課にお問い合わせ下さい。

■問い合わせ先

県庁健康増進課
電話番号 099-286-2111
(内線2719、2717)

健康増進課ホームページ

<http://www.pref.kagoshima.jp/home/kenkoka/health21/health21.htm>

- 1 趣旨
この奨学制度は、学業及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって就学が困難な学生・生徒に対して奨学資金の貸与を行い、もって本町教育の発展を図るものである。
- 2 奨学金の種類・貸与月額
■大学奨学生
月額20、000円以内
■高校奨学生